

福井市上下水道局告示第7号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、福井市上下水道局経営部上下水道サービス課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月1日

福井市上下水道事業管理者 前田 和宏

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和6年5月15日

2 下水を排除し、及び処理すべき区域

単独公共下水道日野川処理区

北野上町、大和田2丁目、堂島町、林町、藤島町、若栄町、上中町、林藤島町、原目町、東郷中島町、円成寺町、中毘沙門町、大土呂町、角原町、深見町、浅水三ヶ町及び生野町の各一部

3 供用を開始しようとする排水施設の位置

別紙図面のとおり

4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 分流式

5 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称

単独公共下水道日野川処理区

福井県福井市黒丸町3字1番地

日野川浄化センター

6 縦覧期間

令和6年5月2日から5月15日まで（土曜日、日曜日及び国民の

祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）

7 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

別紙図面

供用を開始しようとする排水施設の位置

凡 例

	下水を排除し、及び処理すべき区域
	供用を開始しようとする排水施設の位置































